

地域ケア会議の運営について

1 地域ケア会議について

武蔵野市では、高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画において、『いつまでもいきいきと健康に』『ひとり暮らしでも』『認知症になっても』『中・重度の要介護状態になっても』住み慣れた地域で生活を継続できる」を目標に掲げ、「まちぐるみ支え合いの仕組みづくり（地域包括ケアシステム）」を推進している。

まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる手法として、平成 26 年度から地域ケア会議を開催してきた。

国の制度としては、地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、平成 27 年度施行の改正介護保険法において位置づけられている。

2 武蔵野市における地域ケア会議の現状

日常生活圏域レベルの「エリア別地域ケア会議（拡大地区別ケース検討会）」を、6 カ所の在宅介護・地域包括支援センターごとに実施。市直営の基幹型地域包括支援センターが後方支援し、各圏域の地域課題として市レベルの地域ケア会議に引き上げ、市全体での課題解決につなげるとともに、個別の課題解決にかえしていく流れを目指している。

平成 13 年度より、日常生活圏域レベルで、地域のケアマネジャーを対象に月 1 回の「地区別ケース検討会」を開催し、医療・介護・福祉の関係者と共に事例検討等を実施してきた。これを民生児童委員等の市民にも拡大した「エリア別地域ケア会議」にリニューアルし、年 2 回開催している。

平成 26 年度は認知症をテーマにして、27 年度は買い物支援や通いの場づくりなど、地域ごとの課題をテーマに開催した。「高齢者が集まる場所がない」という地域課題から「いきいきサロン」の立ち上げつながったエリアもあった。

市レベルの地域ケア会議は、平成 26 年度は認知症、27 年度は脳卒中をテーマに民生児童委員も参加して開催した。

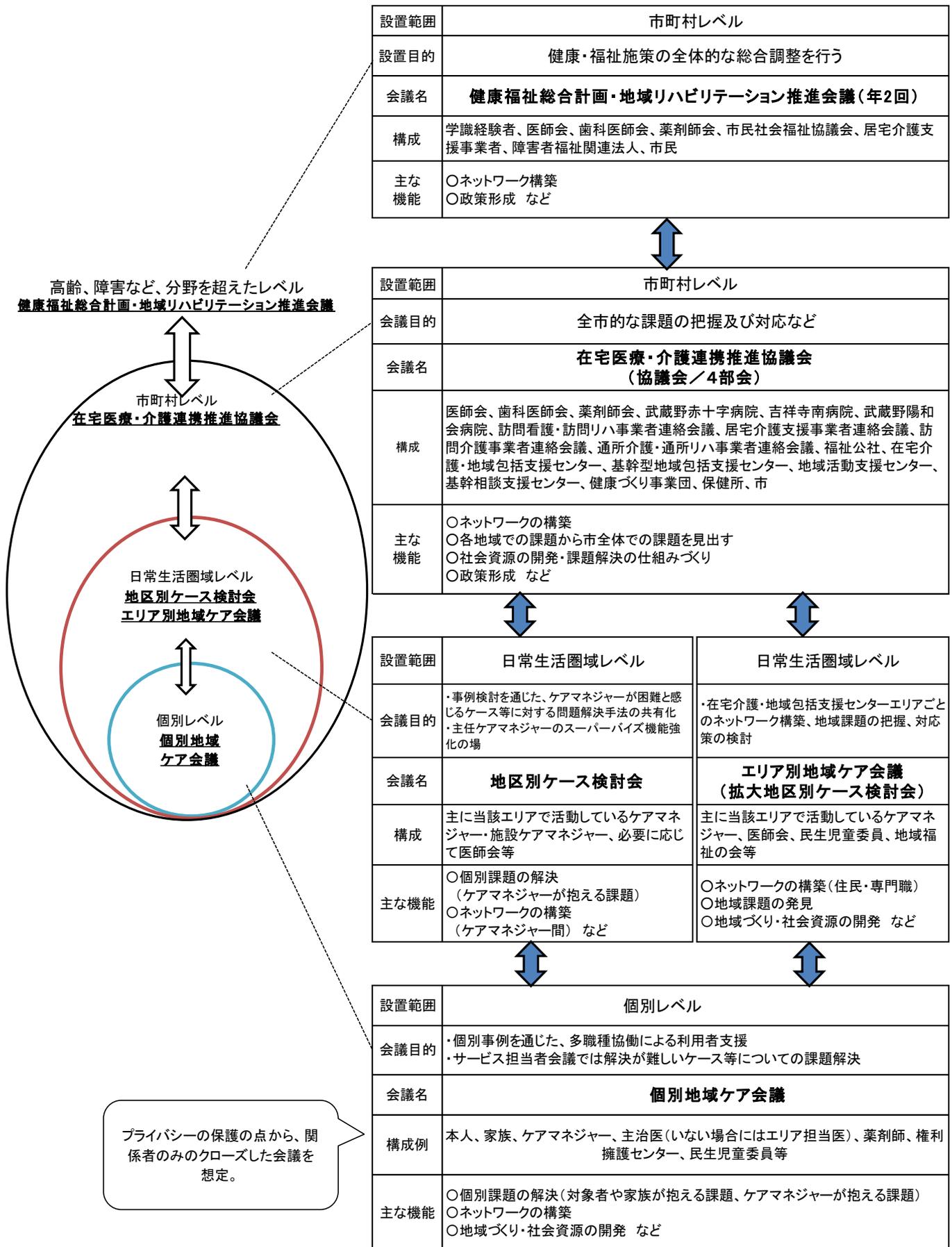
これまでは、地域のネットワーク構築に重点を置いて、地域課題の発見、地域づくりを実施してきた。

3 個別地域ケア会議の開催について【平成 28 年度新規】

平成 28 年度から、まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの起点となる個別レベルの地域ケア会議を実施する。これまで築き上げた地域のネットワークを活用しながら、多職種の専門性を集結して、介護保険のサービス担当者会議での検討では解決が難しいケース等について課題解決を図る。

※地区別ケース検討会、エリア別地域ケア会議、個別地域ケア会議の役割については、3 ページ記載の表のとおり整理する。

【武蔵野市における地域ケア会議の体系】



【地区別ケース検討会、エリア別地域ケア会議、個別地域ケア会議の役割について】

		地区別ケース検討会	エリア別地域ケア会議 (拡大地区別ケース検討会)	個別地域ケア会議
開催根拠		○市独自事業 ・地区別ケース検討会開催要綱(平成13年度～)	○介護保険法 ・介護保険法第115条の48	○介護保険法 ・介護保険法第115条の48
開催主体		在宅介護・地域包括支援センター	在宅介護・地域包括支援センター	在宅介護・地域包括支援センター
内容		・事例検討を通じた、ケアマネジャーが困難と感じるケース等に対する問題解決手法の共有化 ・主任ケアマネジャーのスーパーバイズ機能強化の場	・在宅介護・地域包括支援センターエリアごとのネットワーク構築、地域課題の把握、対応策の検討	・個別事例を通じた、多職種協働による利用者支援 ・サービス担当者会議では解決が難しいケース等についての課題解決
参加者		・主に当該エリアで活動しているケアマネジャー・施設ケアマネジャー、必要に応じて医師会等	・主に当該エリアで活動しているケアマネジャー、医師会、民生児童委員、地域福祉の会等	・本人、家族、ケアマネジャー、主治医(いない場合にはエリア担当医)、薬剤師、権利擁護センター、民生児童委員等
機能	個別課題解決	◎ ケアマネジャーが抱える課題	○ 地域課題解決 地域課題解決することにより対象者や家族が抱える課題解決の場合もある	◎ 対象者や家族が抱える課題、 ケアマネジャーが抱える課題
	ネットワーク構築	◎ ケアマネジャー間のネットワーク	◎ 住民・専門職のネットワーク	◎ 介護保険サービスと介護保険外サービス(市単独サービス等)の連携
	地域課題発見	—	◎ 住民・専門職のネットワークによる地域課題の把握と分析	○ 事例の集約・分析
	地域づくり・資源開発	—	◎ 自助・互助を育む	◎ 自助・互助を育む

【参考：介護保険法〔平成九年十二月十七日号外法律第百二十三号〕】

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 (略)

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～二 (略)

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

四～六 (略)

(会議)

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第二百五条 (略)

2 ～(略)～第百十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。